

第3号議案

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月28日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

消防職員が大規模災害の発生区域において消防活動に従事する場合における困難度や危険性を考慮して特殊勤務手当を新設することとしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 17 年豊後大野市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号に次のように加える。

ウ 大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 1 項に規定する相互の応援に基づく消防活動に従事した消防職員又は同法第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した消防職員 1 日につき 1,680 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。